

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	いわゆるプロ向け市場の創設	
担当部局	金融庁総務企画局市場課、企業開示課	電話番号: 03-3506-6000(内線3618) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成20年9月19日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 現在、一般投資家が直接参加する市場においては、法定の情報開示等による厳格な投資者保護の枠組みが設けられている。今回、金融商品取引法等を改正し、市場参加者をプロ(特定投資家等)に限定した自由度の高い取引の場を設け、このような取引の場の上に上場される「特定投資家向け有価証券」等について、特定投資家等以外の者への転売制限等を要件とした法定開示規制の免除等の制度整備を行う。</p> <p>【目的及び必要性】 内外企業等の我が国における資金調達を拡大し、プロ投資家に、投資運用先として新たな収益機会を与えることにより、我が国金融・資本市場の魅力を高めるとともに、プロ投資家間の競争を通じた金融イノベーションの促進を図る等の観点から、市場参加者をプロに限定した自由度の高い取引の場を設けるための制度整備が必要である。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 金融商品取引法施行令第1条の5の2、第1条の6、第1条の7、第1条の8の2、第2条の12の2、第3条の3、第3条の6、第4条の11、第6条、第16条の7の2、第19条の3、第19条の3の3、第19条の3の3の2、第29条の3、第30条 ② 企業内容等の開示に関する内閣府令第2条の5、第2条の6、第2条の7、第2条の8、第15条の4 ③ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第1条の5、第1条の6、第1条の7、第1条の8 ④ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第4条の2、第4条の3、第4条の4、第4条の5 ⑤ 特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第2条～第11条 ⑥ 金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第11条の2、第13条の2 ⑦ 金融商品取引業に関する内閣府令第125条の2、第125条の3、第125条の5、第125条の6 ⑧ 金融商品取引所等に関する内閣府令第54条、第63条の2 ⑨ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第56条 	
想定される代替案	市場参加者をプロ(特定投資家等)に限定した自由度の高い取引の場を設けるための制度整備を行う。その際に、特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨の契約締結を勧誘の要件としないことにより、一般投資家から取得の申込みがあった場合には、当該一般投資家に対して転売譲渡が行えるものとする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>プロ投資家のみを相手方とする有価証券の取得勧誘・売付け勧誘等に係る有価証券の発行者や、プロ向け市場の上場有価証券の発行者において、法定開示書類を作成・提出する費用に代えて、金融商品取引所の規則等で定める様式・基準等に従った情報の提供又は公表を行う費用が発生する。</p> <p>金融商品取引所の定める様式・基準等が策定されていない現段階において、当該費用と法定開示の下での費用とを比較することは困難であるが、法定開示よりも簡素な情報の提供又は公表であることに鑑みると、プロ向け市場における遵守費用は、現行の法定開示に係る費用に比べ、減少すると考えられる。</p>	(本案と同様)
(行政費用)	プロ向け市場において提供又は公表される情報の虚偽等につき、行政処分や刑事罰が規定されており、国において、当該虚偽等に係る調査等の費用が発生すると考えられる。	(本案と同様)
(その他の社会的費用)	法定開示を免除されたプロ向け市場の上場有価証券等について、当該有価証券の種類に応じ、特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨の契約を締結すること取得・買付けの条件として勧誘が行われること等の要件により、プロ投資家等以外に転売される可能性がないことから、情報収集能力・分析能力が十分に備わっていない一般投資家の保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれはない。	法定開示を免除されたプロ向け市場の上場有価証券等が一般投資家間で流通し、情報収集能力・分析能力が十分に備わっていない一般投資家の保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれがあるものとする。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	内外企業等が、より円滑に長期資金の調達を行うことが可能となる。	(本案と同様)
	プロ投資家が、投資運用先として新たな収益機会を得ることが可能となるとともに、プロ投資家間の競争促進による我が国の金融イノベーションの促進が期待される。	(本案と同様)
	一般投資家が、投資信託の購入等を通じて、プロ投資家の専門的な資産運用の利益を享受することが可能となり得るため、資産運用の幅が広がる。	(本案と同様)

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>(費用と便益の関係の分析) プロ向け市場の枠組みを整備することは、内外企業等の我が国における資金調達を拡大し、資金調達先や投資運用先としての我が国金融・資本市場の魅力を高めるという便益につながると考える。その場合、これら便益の増加というプラスの効果は、費用の発生というマイナスの効果を中長期的に上回るものと見込まれる。 (代替案との比較) 代替案では、法定開示を免除されたプロ向け市場の上場有価証券等が一般投資家間で流通することが可能となり、情報収集能力・分析能力が十分に備わっていない一般投資家の保護が損なわれるおそれがあり、本案に比べて、代替案の社会的費用が増加すると考えられる。従って、代替案の費用は本案の費用を上回るものと考えられることから、本案による改正が適当である。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>金融審議会金融分科会第一部会報告「我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて」(19年12月18日公表)において、以下のとおり提言頂いた。 「金融商品取引業者には、プロ投資家に対し、販売・勧誘をする場合には、一般投資家への転売禁止の告知等を行わなければならないこととする。」 「オーナー株主等、一般投資家が、プロ向け銘柄を保有する場合に、プロに限定した市場やプロ向け投資家に対して売却することは認めることとする。」</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>
<p>備考</p>	